

施設基準

・夜間・早朝等加算について

下記の時間帯に受付をされた場合は、診療時間内であっても、また、予約診療であっても「夜間・早朝等加算」(50点)の取り扱いとなりますので、ご了承ください。

平日：午後 18 時以降

土曜：午後 12 時以降

日曜・祝日：全診療時間帯

・コンタクトレンズ検査料について

「コンタクトレンズ検査料 3」の施設基準の適応しており、管轄厚生局にその旨の届出を実施しています。

1. コンタクトレンズの装用を目的としている方で、当院に初めて受診の方は初診料を、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定したことがある方は再診料を算定いたします。
 - ・初診料：291 点
 - ・再診料：75 点
2. 眼科的検査を行った場合は「コンタクトレンズ検査料 3」を算定いたします。
 - ・コンタクトレンズ検査料：56 点
3. 厚生労働省が定める疾病等により、コンタクトレンズの装用目的であっても上記コンタクトレンズ検査料ではなく、眼科的検査料で算定する場合があります。

・DX 推進体制整備加算に係る掲示について

当院では、医療 DX 推進体制加算について、以下の通り対応を行っております。

1. オンライン請求を行っております。
 2. オンライン資格確認を行う体制を有しています。
 3. 電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室、処置室等で閲覧または活用できる体制を有しています。
 4. マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声かけ、ポスター掲示を行っております。
 5. 医療 DX 推進体制に関する事項、および質の高い医療を実施するための十分な情報を取得し、および活用して診療を行うことについて当医療機関の見やすい場所およびホームページに掲載しています。
- 上記体制により、初診料算定時に、医療 DX 推進体制整備加算を月 1 回に限り 8 点を算定させていただきます。

・医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認システム導入の原則義務を踏まえ、当該システムを導入している医療機関となります。マイナ保険証等の利用を通じて診察情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得、活用する為、マイナ保険証の利用にご協力お願いいたします。

・一般名処方加算について

後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般名処方とは、お薬の商品名ではなくお薬の有効成分を処方せんに記載すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

・後発医薬品使用体制加算について

当院では先発医薬品より安価で同等な後発（ジェネリック）医薬品を推進しており、後発医薬品使用体制加算に係る届出を行っております。

後発医薬品とは、先発医薬品と同じ成分を含むものであり、同じ効果が期待できます。患者様への医療費負担の軽減しながらの治療が期待できます。また、医薬品供給不足が発生した場合には、患者様に必要な医薬品を供給するために、以下のような対応を行います。

1. 代替品の提供：供給不足のある医薬品に代わる、同等または類似の効果が期待できる別の医薬品を提供します。
2. 容量・投与日数の変更：医薬品の容量を調節することで、現在の処方量での治療を継続することが可能な場合があります。医師が患者様に適切な用量を決定し、医薬品を調節します。以上のことを踏まえ当院では薬剤の一般名を記載する院外処方せんを発行することがあります。

・明細書発行体制等加算について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には行われた検査の名称等が記載されます。